

## 南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和2年1月24日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名
2. 出席委員 12名にしてその氏名は次のとおり  
1番 高橋 善一      2番 黒澤 ちよ子      3番 高橋 誠一  
4番 峠田 一徳      5番 浅野 厚司      6番 渡部 基司  
7番 本間 仁一      8番 安達 芳紀      9番 佐藤 一志  
11番 渡沢 寿      12番 伊藤 圭一      13番 鈴木 正徳
3. 欠席通告委員 1名にして氏名は次のとおり  
10番 小野 博
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 局長 大室 拓  
同 上 事務局 補佐 嶋貫 幹子  
同 上 農地係 長 嶋貫 信一郎
5. 付議事件  
日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸般の報告について  
日程第4 報第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について  
日程第5 議第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について  
日程第6 議第 2号 南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更に係る意見決定について  
日程第7 議第 3号 農業委員会の法令遵守の申し合わせについて

5. 会議の要領  
議長（高橋会長）

（開会：ときに午後1時30分）

令和2年1月17日付け南農委告示第2号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会委員総会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は12名であります。なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、10番小野博委員の1名であります。

よって過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立いたしますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長）

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。12番伊藤圭一委員、13番鈴木正徳委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 12番 伊藤 圭一 委員  
13番 鈴木 正徳 委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告」につきましては、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長）

日程第4 報第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、報第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が2件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、報第1号について、ご説明申し上げます。  
議案書は1ページになります。

1番につきましては、■■■■と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲  
▲ 外3筆 畑 合計6,418㎡を賃借人の申出により、合意解約  
するものです。

2番につきましては、■■■■と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲  
▲ 田 6,869㎡を賃借人の申出により、合意解約するものです。  
以上です。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、報第1号は了承いただいたものと認  
めます。

議長（高橋会長）

次に、日程第5 議第1号「農地法第3条の規定による許可申請に  
対する許可の可否について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、議第1号「農地法第3条の規定による許可  
申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転2  
件、賃借権設定4件、使用貸借権設定1件、合計7件の許可申請があ  
りましたので提案するものであります。

農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否  
を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求  
めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第1号について、ご説明申し上げます。  
議案書は2ページから4ページになります。はじめに、2ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

1番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲外8筆 畑 合計945.21㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲外1筆 田 合計1,266㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

次に、3ページをご覧ください。賃貸借権設定の申請となります。

3番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので▲▲字▲▲外5筆 田 合計2,851㎡について、新規の10年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

4番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので▲▲字▲▲外2筆 田 合計6,510㎡について、新規の5年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

5番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので▲▲字▲▲外1筆 田 合計2,630㎡について、新規の1年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

6番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので▲▲字▲▲外1筆 田 合計2,204㎡について、新規の10年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

次に、4ページをご覧ください。使用貸借権設定の申請となります。

7番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲外16筆 田6,082㎡ 畑2,378㎡ 合計8,460㎡を新規の10年契約となっております。以上です。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。  
はじめに、議第1号 1番の現地調査については、高橋茂推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

申請地については金山地区となっております。高橋隆推進委員の担当地区でございますが、ご本人の申請ということで隣の地区担当の高橋茂推進委員より確認をいただきました。作付けはされておりましたが、草刈りなどの管理はされていて問題ないとの報告をいただいております。

議長（高橋会長）

次に、2番、3番、5番の現地調査については、私の担当地区でありますので、私から報告いたします。

議長（高橋会長） 作付けもされており管理されている農地ですので、問題ないをご報告いたします。

議長（高橋会長） 次に、4番の現地調査について、青木憲一推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 青木憲一推進委員より報告いただいております。全ての申請地につきまして耕作されており、周辺農地への影響がないことを確認いただいております。

議長（高橋会長） 次に、6番の現地調査について、江口菊次推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 先日、江口菊次推進委員より報告いただきまして、現地は山間部にございますが、牧草として管理されており周辺農地への影響がないことをご報告いただいております。

議長（高橋会長） お諮りいたします。これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。本案件について、表決いたします。お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第6 議第2号「南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更に係る意見決定について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第2号「南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更に係る意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年12月25日付け農第730号で、南陽市長から本委員会に対し、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により計画の変更について意見を求められましたので、ご提案するものであります。

ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） 　ただ今事務局長より説明がありました、農林課堀之内主任の補足説明を求めます。

農林課  
堀之内主任 　南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更につきまして、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により農業委員会の意見を求めるものであります。

　このたびの変更につきましては、農用地区域から白地への変更となる一般除外となります。梨郷砂塚地区の■■■■から申請がありました、自身の事業用地を整備する計画です。所在が▲▲字▲▲でありまして、地目が畑となっております。

　本事業計画につきましては、自動車整備工場の隣地を通路として整備するというもので、地積19㎡を農用地から除外するものであります。代替地としまして農用地区域外を検討いたしましたが、条件に合う土地がないということで、今回の土地を選定したということであります。

　なお、転用許可基準におきましては、事業規模は妥当なものであり、第一種農地で原則転用不可ではございますが、既存集落に接続が認められるものとなりますので、転用許可基準における例外規定に該当するものと考えます。除外後すぐに事業を行う計画で、総合的に審査した結果、計画は妥当であると判断するものであります。12月16日に開催された農地関係課による事前協議会におきましては、当該事業計画は農振法における要件を全て満たすものであり、農用地区域からの除外はやむを得ないものと判断されておりますことをご了解のうえ、ご承認くださいますようお願いいたします。

議長（高橋会長） 　これより、審議に入ります。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について、変更することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 　変更を妥当とする委員が、全員と認めます。

よって、本案については、変更することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 　次に、日程第7 議第3号「農業委員会の法令遵守の申し合わせについて」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、議第3号「農業委員会の法令遵守の申し合わせについて」の提案理由を申し上げます。

本案は、昨年10月に2市町の農業委員会の会長が農地法違反と収賄により逮捕されるなど、農業委員会の農地法違反等に関する不祥事が続けて発生したことから、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図ることを確認するため、法令遵守の申し合わせ決議をご提案申し上げます。

ご審議のうえ、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

嶋貫事務局長補佐

ただ今上程されました、議第3号「農業委員会の法令遵守の申し合わせについて」の提案理由をご説明申し上げます。議案書は11ページをお開きください。

この議案につきましては、昨年の10月に奈良県安堵町と大分県別府市の農業委員会で農地転用を巡る虚偽申請や現金の授受など収賄の疑いで逮捕される事件が発生いたしました。また、過去1年間では、農業委員会に関する不祥事がこれを含めて4件起きております。今後このようなことがないように、11月28日に開催されました全国農業委員会会長代表者会において農業委員会の委員等の綱紀固持に関する申し合わせが決議されました。それにあわせて、全ての農業委員会で綱紀固持の姿勢を強く打ち出していくため、農業委員会の法令遵守の決議をお願いするものです。決議文を読み上げて提案したいと思っております。

「農業委員会の法令遵守の申し合わせについて、私達農業委員・農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私達農業委員・農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち法令遵守を徹底するため、下記事項について申し合わせ、決議する。①農業委員が担っている職務・責務を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に農業委員会法第31条議事参与の制限、同33条議事録の公表を適切に実施して農業委員会の議事の公平さを確保すること、②農業委員・農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和2年1月24日 南陽市農業委員会」以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋会長）

これより審議に入ります。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……なしの声……

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの案件について、原案のとおり決議することを妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 決議することを妥当と認める委員が、全員と認めます。

よって、本案件については原案のとおり決議することに決しました。

議長（高橋会長） 以上をもちまして、本日提案されました議題はすべて終了いたしました。

よって令和2年1月17日付け南農委告示第2号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後1時51分）